

さっぽろ受動喫煙防止宣言

私たちのまち さっぽろは
ライラック薫る さわやかな空気のまちです

私たち さっぽろ市民は このまちで
子どもたちが 健やかに成長すること
誰もが快適に過ごせることを
願っています

私たちは 受動喫煙防止のため
次のとおり 自ら行動し
互いに協力する輪を広げていくことを
宣言します

- 1 受動喫煙の健康への影響について認識を共有します
- 2 これから生まれる命や子どもたちの健康と未来を受動喫煙から守ります
- 3 働く場所での受動喫煙をなくすため互いに協力します
- 4 受動喫煙のないさわやかなまち「さっぽろ」で世界の人々を歓迎します
- 5 禁煙に取り組む人を励まし 禁煙が継続できるよう協力します

2020年4月 札幌市

宣言に基づく私たちの取組

全ての市民は、家庭の一員として地域社会の一員として、それぞれの役割や立場において、受動喫煙から互いを守る取組を推進します。

市民が所属する各団体及び事業者は、その活動において、受動喫煙のない地域社会づくりに貢献する取組を推進します。

更に、市民・各団体や事業者・行政は、各々が主体的に下記の取組を実施するとともに、互いに連携協力し一体となって、受動喫煙のないまちを目指します。

～受動喫煙について理解し、配慮しましょう～

1 受動喫煙の健康への影響について認識を共有します

【市民として】

・受動喫煙の健康への影響について正しく理解し、自らの健康を増進するよう努めるとともに、**家庭や職場、公共の場所**などで他の人が受動喫煙にさらされることのないように配慮します。

・20歳未満の人や妊婦、患者などの受動喫煙の健康への影響が大きい人に特に配慮する必要があることを認識します。

【各団体や事業者として】

・市民が受動喫煙の健康への影響について正しく理解し、自らの健康を増進するよう働きかけ、行政が行う周知啓発活動に協力します。

【行政として】

・あらゆる機会を活用し、市民に受動喫煙の健康への影響について正しい知識を周知啓発します。

・子どもたちに受動喫煙の健康への影響や喫煙のリスクを教え、自らの健康を将来にわたって守るための知識について学ぶ環境を作ります。

・受動喫煙について簡潔でわかりやすい内容の啓発資材を作成し、**各団体や事業者と連携し**、市民に周知啓発を行います。

～子どもたちの健康と未来を受動喫煙から守りましょう～

2 これから生まれる命や子どもたちの健康と未来を受動喫煙から守ります

【市民として】

・20歳未満の子どもたちや妊婦の近くで喫煙しません。

・公園や通学路など、子どもが多い場所では喫煙しません。

・20歳未満の子どもたちや妊婦が受動喫煙にさらされることのないよう、喫煙できる場所に立ち入らせません。

・保護者等は、子どもたちが受動喫煙にさらされることのないよう、子どもと同室の空間や子どもが同乗する車内では喫煙しません。

【各団体や事業者として】

・子どもたちが参加するイベント等では、子どもたちに受動喫煙を生じさせないよう、喫煙場所を設置する場合は特に配慮します。また、喫煙ルールを明確にし、受動喫煙や歩きタバコによる火傷が生じないよう協力を呼びかけます。

【行政として】

・保護者等に、受動喫煙が胎児や子どもの健康に与える影響を教え、子どもを守るための知識を得る機会や情報を提供します。

・20歳未満の子どもたちや妊婦の近くでの喫煙及び歩きタバコをしないよう周知啓発します。

～互いに協力し、働く場所での受動喫煙をなくしましょう～

3 働く場所での受動喫煙をなくすため互いに協力します

【市民として】

・働く場所では、施設管理者が決めた施設内での喫煙ルールを守り、互いに協力し受動喫煙が生じないようにします。

【各団体や事業者として】

・事業者は、働く場所で受動喫煙が生じないよう改正健康増進法を順守し、定められた受動喫煙対策の措置をとります。

・施設管理者は、受動喫煙を防止するため、施設内の喫煙ルールを明確にし周知徹底を図ります。

・事業者は、労働者の健康を増進する取組や、20歳以上の労働者であっても受動喫煙が生じないような措置を行います。

・健康診断時や研修会などの機会をとらえ、禁煙についての情報提供など健康増進につながる助言を行います。

【行政として】

・「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」による職場での望ましい受動喫煙対策の周知や、労働者の受動喫煙防止に関する適切な相談先の情報提供を行います。

～さっぽろを訪れる人にも市民にも快適な環境を目指しましょう～

4 受動喫煙のないさわやかなまち「さっぽろ」で世界の人々を歓迎します

【市民として】

・人通りの多い場所や人が多く集まる場所では、喫煙ルールを守り、受動喫煙を生じさせないよう配慮します。

【各団体や事業者として】

・施設管理者は、利用者が受動喫煙を避けることができるように、施設の出入口に施設の喫煙環境（禁煙か喫煙場所があるか）をわかりやすく表示します。

・施設管理者は、利用者に受動喫煙を生じさせないよう、施設の出入口に吸い殻入れなどを置きません。

・飲食店は、宣伝や広告を行う際には、店内の喫煙環境（禁煙か喫煙場所があるか）を明記します。

【行政として】

・人通りの多い場所や人が多く集まる場所では、喫煙ルールを守ることや受動喫煙を生じさせないよう配慮することを、市民や来札者に周知啓発します。

・飲食店等の施設内の喫煙環境をわかりやすく表示するための、情報提供等を行います。

～禁煙に取り組む人が禁煙継続でいるよう協力しましょう～

5 禁煙に取り組む人を励まし、禁煙が継続できるよう協力します

【市民として】

・家庭でも職場でも、身近な人が禁煙をするときには、禁煙が継続できるよう励まし協力します。

【各団体や事業者として】

【行政として】

・禁煙に取り組む人に、禁煙外来を含む禁煙についての情報提供を行い支援します。